

## 1 議事日程

〔令和4年太宰府市議会 総務文教常任委員会〕

令和4年3月3日

午前10時00分

於 全員協議会室

日程第1 議案第8号 太宰府市個人情報保護条例の一部を改正する条例について

日程第2 議案第9号 太宰府市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

日程第3 議案第10号 太宰府市消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第4 議案第15号 令和3年度太宰府市一般会計補正予算（第9号）について

## 2 出席委員は次のとおりである（5名）

副委員長	神 武 綾 議員	委 員	堺 剛 議員
委 員	徳 永 洋 介 議員	〃	馬 場 礼 子 議員
〃	タコスキッド 議員		

## 3 欠席委員は次のとおりである（1名）

委員長 陶 山 良 尚 議員

## 4 太宰府市議会委員会条例第18条により説明のため出席した者の職氏名（20名）

総務部長	山 浦 剛 志	教育部長	藤 井 泰 人
総務部経営 企画担当理事	村 田 誠 英	教育部理事	堀 浩 二
議会事務局長	木 村 幸代志	総務課長併 選挙管理委員会事務局長	川 谷 豊
経営企画課長	佐 藤 政 吾	学校教育課長	鳥 飼 太
経営企画課副課長	杉 山 知 大	文化財課長	友 添 浩 一
文書情報課長	高 原 寿 子	文化財課副課長	中 島 恒次郎
管財課長 兼社会教育課参事	柴 田 義 則	文化学習課長	花 田 敏 浩
防災安全課長	白 石 忠	スポーツ課長	轟 貴 之
地域コミュニティ課長	齋 藤 実貴男	監査委員事務局長	木 村 昌 春
議事課長	花 田 善 祐	公共施設整備係長	古 賀 千年志

## 5 職務のため委員会に出席した事務局職員の職氏名（1名）

書 記 井 手 梨紗子

開会 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○副委員長（神武 綾委員） おはようございます。

ただいまから総務文教常任委員会を開会します。

委員長が太宰府市議会会議規則第90条に規定するその他やむを得ない事情のため欠席していますので、太宰府市議会委員会条例第9条第1項の規定により私が代わって委員長の職務を行います。

日程につきましては、お手元に配付しているとおりです。

それでは、議案の審査に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議案第8号 太宰府市個人情報保護条例の一部を改正する条例について

○副委員長（神武 綾委員） 日程第1、議案第8号「太宰府市個人情報保護条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

執行部の説明を求めます。

文書情報課長。

○文書情報課長（高原寿子） おはようございます。

議案第8号「太宰府市個人情報保護条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

資料は、議案書14ページ、15ページ、条例改正新旧対照表1ページでございます。

今回の改正は、令和3年5月12日成立、5月19日に公布されたデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う所要の規定の整理を行うものです。

個人情報保護制度に関わる法律の統合により、令和4年4月1日付で独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律が廃止されるとともに、独立行政法人が所有する個人情報の保護に関する事項が個人情報の保護に関する法律において規定されることに伴い、本条例において該当法律を引用している規定の整備を行うものです。

詳細につきましては、新旧対照表でご説明いたします。

第4条、1行目、独立行政法人等を規定する根拠となる法律について、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第2条第1項」を「個人情報の保護に関する法律第2条第9項」に改めるものでございます。条例の施行日は、令和4年4月1日からといたしております。

よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

○副委員長（神武 綾委員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副委員長（神武 綾委員） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副委員長（神武 綾委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第8号について原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

○副委員長（神武 綾委員） 全員挙手です。

よって、議案第8号「太宰府市個人情報保護条例の一部を改正する条例について」は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

〈原案可決 賛成4名、反対0名 午前10時03分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 議案第9号 太宰府市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

○副委員長（神武 綾委員） 日程第2、議案第9号「太宰府市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について」を議題とします。

執行部の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（川谷 豊） 議案第9号「太宰府市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

議案書は16ページから19ページ、条例改正新旧対照表は2ページから5ページでございます。

本件は、職員、再任用職員、特別職、議員、任期付職員、会計年度任用職員の給与または報酬に関する各条例をそれぞれ一部改正するものであります。

それでは、お手元に配付させていただいております資料を用いてご説明申し上げます。

本改正案の内容は、大きく2点でございます。

まず、1点目は、人事院勧告に伴う改正です。本市におきましては、これまで国家公務員の例に準じた内容で給与条例の改正を行っておりまして、今回も本勧告に従い改正するものであります。

改正の理由を申し上げます。令和3年8月10日、人事院は国家公務員の給与の勧告を実施されております。給与勧告に伴う改正につきましては、国におきましては例年勧告後の冬のボーナスからの適用となっておりますが、昨年は12月期の改正が見送られましたため、本市におきましても条例改正を見送っておりました。その後、国におきまして、令和4年度支給の夏のボーナス分から改正することになりましたため、本市におきましても勧告に従い改正するものであります。

人事院勧告の主な内容としたしましては、国家公務員のボーナスの0.15月分の引下げでございまして、令和2年8月から令和3年7月までの民間ボーナスとの比較によるものとされております。なお、月例給につきましては、令和3年4月分の民間給与との比較の結果、今般は改定の必要なしとされましたことから、本市におきましても改定をしないものとしております。

次に、条例改正の主な内容でございますが、資料の各表は職種ごとの改正内容を示したものとなっております。

まず、一般職につきましては、6月期、12月期の期末手当がそれぞれ現行1.275月分から1.2月分に改定され、年間0.15月分引き下げられます。なお、表の下に米印で記載しておりますが、昨年12月に支給を受けた者につきましては、12月期支給額の0.15月相当分を本年6月期支給分からさらに減額することとなっております。

次に、再任用職員につきましては、6月期、12月期の期末手当がそれぞれ現行0.725月分から0.675月分に改定され、年間0.1月分引き下げられます。なお、表の下に記載しておりますが、昨年12月に再任用職員として支給を受けた者につきましては、12月期支給額の0.1月相当分を本年6月期支給分からさらに減額し、昨年12月に一般職として支給を受けた者につきましては、12月支給額の0.15月相当分を本年6月期支給分からさらに減額することとなっております。

続きまして、2ページをご覧ください。

特別職、議員、任期付職員につきましては、6月期、12月期の期末手当がそれぞれ現行1.675月分から1.625月分に改定され、年間0.1月分引き下げられます。なお、表の下に記載しておりますが、昨年12月に支給を受けた者につきましては、12月期支給額の0.1月相当分を本年6月期支給分からさらに減額することとなっております。また、会計年度任用職員につきましては、今般の改定はございません。

次に、2点目の改正点につきましては、職員給与の時間単価算定方法の変更に伴う改正であります。この時間単価は、時間外勤務手当の計算等に用います勤務1時間当たりの給与単価でございます。

改正の理由としましては、県の指導に基づくものでございまして、職員及び会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額の算出方法を労働基準法に定める方法に変更するものであります。

改正内容としましては、お手元に記載のとおりでございますが、これまでは年間の給与額を52週の所定労働時間で割る国に準じた計算方法を用いて時間単価を求めておりましたが、変更後は分母の52週の所定労働時間から祝日法に係る休日や年末年始の休日に係る労働時間を減ずるよう改正するものであります。

説明は以上でございます。

○副委員長（神武 綾委員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

徳永委員。

○委員（徳永洋介委員） 本来であれば去年の12月と今年の6月、それが普通というか、それが本来とってきたことですよ。それで、今回は12月が見送られたので、今年度の6月と12月という。でも、その査定が8月から7月までじゃないですか。また今年度も人事院勧告があると思うんですけども、そういう不都合な部分とか考えられるんですか。

○副委員長（神武 綾委員） 総務課長。

○総務課長（川谷 豊） 先ほども申しあげましたとおり、国の勧告に倣いこれまでも実施してきておりますので、今般仮にマイナス勧告が出たとしましても、それに倣ってまいる方向でございます。

以上です。

○副委員長（神武 綾委員） いいですか。

徳永委員。

○委員（徳永洋介委員） 今回の人事院勧告について、組合側との話し合いはできているんですか。

○副委員長（神武 綾委員） 総務課長。

○総務課長（川谷 豊） この条例改正議案に上程しております人勧分の給与改定と時間単価の計算方式の改定の2件共に、昨年の秋闘交渉におきまして職員団体と労使合意したところでございます。

以上です。

○副委員長（神武 綾委員） よろしいですか。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副委員長（神武 綾委員） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

徳永委員。

○委員（徳永洋介委員） 人事院勧告の報告時における川本総裁の記者会見の概要で4点述べられています。1番目に人材の確保と育成、2番目に良好な勤務環境の整備、3番目、妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援、4番目は定年の引上げ、能力、実績に基づく人事管理の推進。

だから、公務員がきちっと国民、市民のために働きなさいという意味の人事院勧告だと思うんですけども、今までの報告書の中でも今年度の報告は特に公務員希望者の減少、それと若手職員の退職の増加、長時間勤務、仕事と家庭の両立。何か今回、より具体的に出ているんですよ。今非常に公務員の勤務状態でいろいろな課題があって、太宰府の市役所ももし若手がどんどん辞めたりとか病休者が出たりとか。これは本末転倒になると思うんで、今後とも組合との交渉をしっかりとやっていくことを要望して、賛成討論とします。

○副委員長（神武 綾委員） ほかにありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○副委員長（神武 綾委員） これで討論を終わります。  
採決を行います。

議案第9号について原案のとおり可決することに賛成の方は挙手をお願いいたします。  
（全員挙手）

○副委員長（神武 綾委員） 全員挙手です。

よって、議案第9号「太宰府市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について」は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

（原案可決 賛成4名、反対0名 午前10時13分）

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第3 議案第10号 太宰府市消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例について**

○副委員長（神武 綾委員） 日程第3、議案第10号「太宰府市消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

執行部の説明を求めます。

防災安全課長。

○防災安全課長（白石 忠） 皆さん、おはようございます。

議案第10号「太宰府市消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

議案書は20ページから22ページ、条例改正新旧対照表は6、7ページでございます。

近年、全国的に消防団員の減少が続いていること、また災害が多発化、激甚化する中で消防団員の役割が多様化しており、負担も大きくなっていることから消防団員の処遇改善が検討され、消防庁長官から非常勤消防団員の報酬等の基準が示されました。このことから、本市においても一般団員の年額報酬等を見直すとともに、新たに出勤報酬を創設するものであります。

主な改正内容としましては、消防団員報酬のうち、部長、班長、団員の報酬をそれぞれ7,000円引き上げるとともに、これまで支給してきた機関員手当年額3万4,000円につきましては、活動の実態を踏まえ廃止とし、新たに活動の負担が大きい災害や火災等での出勤に応じた出勤報酬として、火災・災害1日3,000円、行方不明者の捜索等1日2,000円を創設するものでございます。

以上、説明とさせていただきます。

○副委員長（神武 綾委員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

堺委員。

○委員（堺 剛委員） ありがとうございます。

ようやく今回消防団の方も日の目を見たなという思いでございますが、これは大きな課題でございます、本市に限らず、全国的な課題の中での取組だというふうに認識しております。ただ、年額報酬が7,000円今回上げられて、他市との状況、そしてまた出動報酬につきましては、この金額は国が示している金額と大きく乖離をしております。こういったところの市の認識と今回人材不足の解消に向けて取組としてこのあたりの考え方に基づいて増額、要するに他市との均衡を保つような形を模索されていくのか。そのあたりの市の状況を教えてください。

○副委員長（神武 綾委員） 防災安全課長。

○防災安全課長（白石 忠） まず、国の消防庁長官の通知からのその3についてですが、うち消防団長を含む役員等の報酬、こちらとの調整が必要でありまして、今後段階的に報酬の引上げを考えていきたいと思っております。まず、筑紫野太宰府消防本部の管轄内でありまして筑紫野市の消防団、こちらとの報酬の差がございますので、今回本市の消防団員の活動意欲を上げるためにも、まずは筑紫野市との消防団との報酬差額をなくすところで意欲の向上、それと団員の確保を図ってまいりたいと思っております。

それとあわせまして、団員の確保についてです。団員の確保につきましては、各地区の消防団、自治会、こちらのほうから声かけをしていただくとともに、毎年2月の隣組回覧で消防団員の確保の回覧文を回しております。また、団員については、各団のほうが一番寄りのコンビニ等に団員募集のチラシを掲げるなどしていただいて、団員の確保に努めているところはございます。

以上でございます。

○副委員長（神武 綾委員） 堺委員。

○委員（堺 剛委員） この団員の確保につきましては非常に地域としてもかなり差がございますので、このあたりをしっかりと捉えていただきながら、今後消防活動に専念できるような体制づくりを市としても責任を持った対応をお願いしたいと思います。これは要望でございます。

○副委員長（神武 綾委員） ほかに質疑はありませんか。

徳永委員。

○委員（徳永洋介委員） 春日、大野城、那珂川との差はどれぐらいあるんですか。

○副委員長（神武 綾委員） 防災安全課長。

○防災安全課長（白石 忠） 今回筑紫地区、太宰府を入れて5市になりますが、条例改正で報酬を上げるところは那珂川市と太宰府市のみ条例改正を見直すというところはお聞きしております。団員の報酬につきましては、おおむね2万9,000円台から3万円のところで皆さん一律金額を見ているところでございます。どちらの市についても、団長なり役員報酬との調整が非常に困っているというところも一つありますし、あと市によって団員の数が違ったり市域の地形であったり、そういったところでなかなか団員、役員の数が違うとかというところも一つの課題となっております。

以上でございます。

○副委員長（神武 綾委員） よろしいですか。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副委員長（神武 綾委員） それでは、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副委員長（神武 綾委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第10号について原案のとおり可決することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

○副委員長（神武 綾委員） 全員挙手です。

よって、議案第10号「太宰府市消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例について」は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

〈原案可決 賛成4名、反対0名 午前10時19分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 議案第17号 令和3年度太宰府市一般会計補正予算（第9号）について

○副委員長（神武 綾委員） 日程第4、議案第17号「令和3年度太宰府市一般会計補正予算（第9号）について」の当委員会所管分を議題といたします。

お諮りします。

審査の都合上、歳出から審査を行いたいと思います。また、補正の説明において関連として同時に説明したほうが分かりやすい補正項目については併せて説明を求めたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副委員長（神武 綾委員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

それでは、歳出の審査に入ります。

補正予算書の14、15ページをお開きください。

2款1項7目、公共施設整備関係費について説明を求めます。

経営企画課長。

○経営企画課長（佐藤政吾） 補正予算書14、15ページ、2款1項7目、細目001公共施設整備関係費253万円につきましてご説明いたします。

これは、今回の一般会計補正予算案で歳入に計上しております市有地売払代金を公共施設整備基金へ積み立てるものでございます。

関連がございますので、補正予算書10ページ、11ページをご覧ください。



17款2項1目1節市有地売払代金253万円でございますが、市有地1件の売払収入額の増額補正予算を計上させていただいております。

説明は以上でございます。

○副委員長（神武 綾委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副委員長（神武 綾委員） 次に、同項10目、職員管理費については、10款2項1目小学校施設整備事業文化財調査費の関連となりますので、後ほど併せて説明を求めます。

次に、2款2項1目、総合企画推進費について説明を求めます。

経営企画課長。

○経営企画課長（佐藤政吾） 2款2項1目、細目004総合企画推進費のふるさと納税関連業務委託料5,300万円につきましてご説明申し上げます。

ふるさと納税につきましては、これまで寄附額の増加に向けて注力してきたところでございますが、1月の臨時議会におきまして当初の歳入予算7億円のふるさと太宰府応援寄附に1億3,000万円を増額補正し、合計8億3,000万円の歳入予算といたしておりました。寄附の受付のピークは12月でございましたが、年明け以降もありがたいことに想定を上回る寄附が寄せられたところでありまして、今年度における本市への寄附見込額が8億3,000万円を超過いたしますことから、必要な経費、具体的には返礼品代やふるさと納税サイトへの委託料等につきまして補正予算として計上させていただくものでございます。

関連がございますので、歳入予算を併せて説明させていただきます。

補正予算書の10ページ、11ページをお開きください。

18款1項1目2節ふるさと太宰府応援寄附金を5,675万円増額補正し、合計8億8,675万円にするものでございます。

続きまして、補正予算書の14ページ、15ページにお戻りください。

歳出予算2款2項1目、細目004総合企画推進費の歴史と文化の環境整備事業基金積立金500万円についてご説明申し上げます。

こちらにつきましては、本年度、歴史と文化の環境税収入が4,900万円ほど見込まれますことから、歴史と文化の環境整備事業基金積立金を500万円増額補正するものでございます。

関連がございますので、歳入予算を併せて説明させていただきます。

補正予算書の8ページ、9ページをお開きください。

こちらにつきましては、環境厚生常任委員会の所管とはなりますが、1款7項1目歴史と文化の環境税、1節現年課税分を同額の500万円増額補正し、合計4,900万円にするものでございます。

説明は以上でございます。

○副委員長（神武 綾委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○副委員長(神武 綾委員) 次に、2款2項5目、コミュニティバス運営費について説明を求めます。

地域コミュニティ課長。

○地域コミュニティ課長(齋藤実貴男) 下の欄になりますが、細目001コミュニティバス運営費、18節負担金、補助及び交付金、コミュニティバス運行補助金230万円につきましてご説明申し上げます。

この補助金は、コミュニティバスまほろば号の運行に関する補助金です。補助金の増額理由につきましては、昨今の世界的な原油の高騰に伴うバスの燃料の値上がり分を手当てするため計上しております。燃料価格は、年度当初の価格と比較して約2割以上上昇している状況です。

以上、説明を終わります。

○副委員長(神武 綾委員) 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

堺委員。

○委員(堺 剛委員) ありがとうございます。

この230万円は油代ということで、高騰ということなので仕方ないと思いますのでこのあたりは承認させていただきたいんですが、令和2年度の決算ベースではコミュニティバスの運行関係は1億5,500万円で、令和3年度の予算においては1億5,700万円というベースで来ておまして、今回の状況について地域コミュニティ課のほうにお聞きしたいのは、今後運営費はどのような経緯をたどっていくのかという今の状況が分かれば教えていただきたいと思います。

○副委員長(神武 綾委員) 地域コミュニティ課長。

○地域コミュニティ課長(齋藤実貴男) 今回の補正を合わせまして、コミュニティバス運行補助金の合計額は1億5,483万円になります。また、これは9月に補正予算として計上させていただきましたけれども、コミュニティバス、これはコロナ対策の一環としまして、支援金ということで500万円を計上させていただきました。トータルで予算ベースでいくと1億5,983万円ということで、約1億6,000万円ということになっております。ただいま経費の部分もあるんですけども収入ということで、乗客の関係なんですけれども、今のところ、これは令和元年と比較しまして約8割程度で推移しているような状況です。ですので、今回オミクロンの感染がまだ続いておる状況なんですけれども、今年度につきましても運行に際しましては収入の増加というのが厳しい状況になっているような状況です。

以上です。

○副委員長(神武 綾委員) 堺委員。

○委員(堺 剛委員) ありがとうございます。

想定されたとおりのお金の流れになっていくのかなというふうに思います。運賃収入というのが見込めない中で、あと投資設備の経費の見直し、それとあと運用の在り方の、例えば民間でよくやってらっしゃる広告等を使っての収入増、こういったものを今後ご検討いただければというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。これは要望です。

○副委員長（神武 綾委員） ほかにありませんか。

徳永委員。

○委員（徳永洋介委員） 去年の施政方針で、市外の方の運賃を上げるというような検討課題、実質まだ実行はされていないんですか。

○副委員長（神武 綾委員） 地域コミュニティ課長。

○地域コミュニティ課長（齋藤実貴男） 実は、コロナの関係でなかなか実施が難しい状況になっております。これにつきましては、今後一般質問とかでもありますので、その中で回答をさせていただきますと考えております。

以上です。

○副委員長（神武 綾委員） よろしいですか。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副委員長（神武 綾委員） それでは、ここで感染症防止策として執行部の入替えを行います。執行部の皆様は席をご移動ください。

それでは次に、20、21ページ、10款1項2目、学校教育運営費について説明を求めます。学校教育課長。

○学校教育課長（鳥飼 太） おはようございます。よろしく願いいたします。

それでは、お手元の補正予算書の20ページ、21ページをお願いいたします。

10款1項2目、事業目003学校教育運営費に1,755万円増額補正要求をさせていただいております。

これは、小・中学校における新型コロナウイルス感染症対策として、各学校で使用しております消毒液、マスクなどの消耗品の購入費として1,755万円を計上させていただいているものでございます。こちらは国庫補助対象事業でございまして、児童・生徒数の学校規模に応じて補助上限額が定められておりますので、その上限に合わせまして予算計上をさせていただいております。今後各学校と協議をしながら必要とされる物品の購入に対応してまいりたいと考えております。

続きまして、歳入のほうをご説明させていただきます。

8ページ、9ページをお願いいたします。

先ほど歳出予算でご説明させていただきました学校教育運営費の1,755万円でございますが、先ほどこの事業は国庫補助対象事業でございましてということをご説明させていただきましたが、補助率が2分の1となっておりますので、15款2項7目1節教育総務費補助金に学校

保健特別対策事業補助金877万5,000円を当該事業の歳入として計上させていただいております。

また、残りの2分の1につきましても、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の対象となっておりますので、15款2項1目3節総務管理費補助金に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金877万5,000円を当該事業費の歳入として計上をさせていただいております。

続きまして、4ページをお願いいたします。

第2表繰越明許費でございます。

この表の下から5行目になりますけれども、先ほどご説明させていただきました各学校で使用いたします消毒液、マスク等の消耗品の購入事業費であります感染症対策等学校教育活動継続支援事業費を計上させていただいております。この事業費につきましては、全額を令和4年度に繰越しをさせていただくものでございます。

説明は以上でございます。

よろしくをお願いいたします。

○副委員長（神武 綾委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副委員長（神武 綾委員） 次に、10款2項1目、小学校施設整備費について説明を求めます。

社会教育課参事。

○社会教育課参事（柴田義則） それでは、20、21ページに掲載の003小学校施設整備費8億4,873万8,000円について説明させていただきます。

この補正予算は、国の令和4年度補助事業に要望しておりました水城西小学校教室4号棟のⅡ期工事及び給食室の大規模改造工事並びに水城小学校管理棟ほか改築工事関係の事業について、国の令和3年度補正予算（第1号）を前倒し事業として補助採択を受け、より有利な補助金、地方債を活用して実施可能となったことから計上をさせていただくものでございます。

予算内訳は、14節工事請負費8億3,664万円、併せて付随します12節委託料1,209万8,000円を計上させていただいております。

また、これに関する歳入といたしまして、予算書の8ページと9ページをお開きください。

15款2項7目教育費国庫補助金、2節小学校費補助金の学校施設環境改善交付金1億5,984万3,000円、続いて12、13ページのほうをお願いいたします。こちらの19款1項1目基金繰入金、1節公共施設整備基金繰入金1億4,000万円のうち1億1,000万円を、22款1項5目教育債、1節小学校債に小学校施設整備事業5億7,580万円を歳入として計上しております。

なお、この補正に関しましては、予算書の4ページのほうをご覧ください。

第2表繰越明許費の下から4段目、10款2項小学校費で小学校施設整備事業（施設環境改善）8億4,873万8,000円の予算全額を繰り越すこととしております。

併せて、5ページの第4表地方債補正をご覧ください。

今回の補正により、上から3段目にあります小学校施設整備事業債の限度額につきまして、4,860万円を6億2,440万円に、小学校債の歳入計上と同額の5億7,580万円の増額をさせていただいております。

なお、本事業を令和4年度から令和3年度へ繰り上げることから、令和4年度当初予算から補正第1号にて関連予算を減額するように提案させていただいております。

説明は以上でございます。

○副委員長（神武 綾委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副委員長（神武 綾委員） すみません、私のほうから。

施設改修工事なんですけれども、水城小学校と水城西小学校2件分ということなんですけれども、それぞれの額を教えてくださいよろしいでしょうか。

社会教育課参事。

○社会教育課参事（柴田義則） それぞれの額につきましては、まだ入札前ということですので、詳細なところは今はまだお答えしかねるところでございます。

○副委員長（神武 綾委員） 分かりました。

それから、すみません。あと2点あるんですけれども、水城西小学校の給食室の大規模改造ということで、中学校給食を親子式でできないかということがずっと議論、提案などをされているんですけれども、その点については改修時にそのような形でできないかというような検討はされたんでしょうか。

ということと、あと水城小学校の改築に際してのアスベストの問題があると思うんですけれども、これについての含有量の測定とか、あと近隣住民への工事の告知、それから体制、そういうスケジュールなどが分かれば教えていただきたいんですけれども。

社会教育課参事。

○社会教育課参事（柴田義則） 給食のことにつきましては、別途別の者から回答させていただきますが、まずアスベストの件につきましては、過去に水城小学校につきましてはアスベストの対策を行っておりますので、当然今後解体工事等の際にそちらのほうの対応が必要になります。既に設計の中でもその部分を見込んでおまして、関係法に沿いましてちゃんと周知とか対策を取りながら進めていきたいと考えております。

○副委員長（神武 綾委員） ありがとうございます。

学校教育課長。

○学校教育課長（鳥飼 太） それでは、給食の供給の点につきまして、水城西小学校につきましては、以前から老朽化が進んでるということで、給食室の改修の急務があったということで今回改修をさせていただくということになっております。用地の狭さ等もありまして、なかなか

拡張等が難しいような状況もございました。ということで、現状の施設を基本として、若干広げるような形にはなりますけれども、現在の衛生管理基準にのっとった形で小学校の給食の供給ということを中心に現在計画を進めているところでございます。

以上でございます。

○副委員長（神武 綾委員） 分かりました。ありがとうございます。

それでは次に、同項同日、小学校施設整備事業文化財調査費及び、14、15ページの2款1項10目、職員管理費について説明を求めます。

文化財課長。

○文化財課長（友添浩一） 細目004小学校施設整備事業文化財調査費5,858万円についてご説明申し上げます。

内容でございますが、水城小学校建て替えに係る文化財の発掘調査事業分でございます。水城小学校の調査対象の敷地につきましては、事前に確認調査を実施した際、奈良時代から平安時代の遺跡、文化財保護法上の埋蔵文化財が確認されましたので、建て替えに入る前に埋蔵文化財の記録保存のための調査を実施するものでございます。調査対象面積は約4,000㎡、調査期間は4月から来年の1月までを予定しております。

このたび水城小学校建て替えに関する国の補正予算採択が行われ、今回本市でも補正予算として前倒し計上をお願いしているところでございますが、本件につきましても併せて4月から速やかに発掘調査に入るため、補正予算の計上をお願いするものでございます。

関連がございますので、歳入をご説明申し上げます。

補正予算書の12ページ、13ページをお開きください。

19款繰入金、1項基金繰入金、1目基金繰入金、公共施設整備基金繰入金1億4,000万円でございますが、この1億4,000万円のうち3,000万円を文化財調査費に充当するものでございます。

併せまして、関連がございますので、歳出、補正予算書14ページ、15ページをお開きください。

2款1項10目人事管理費、細目004職員管理費192万円につきましても、併せてご説明させていただきます。

4節共済費、雇用保険料7,000円、労災保険料8万1,000円、8節旅費、会計年度任用職員費用弁償183万2,000円でございますが、いずれも先ほどご説明させていただきました水城小学校建て替えに係る文化財の発掘調査に従事いたします発掘調査作業員分の補正でございます。

併せまして、補正予算書4ページをお開きをお願いいたします。

第2表繰越明許費のご説明をさせていただきます。

上から2番目、2款総務費、1項総務管理費、小学校施設整備文化財調査事業（発掘調査員関係費用）、併せまして表の下から3番目、10款教育費、2項小学校費、小学校施設整備文化財調査事業です。

現在補正予算の計上をお願いしております事業費、それぞれ総務費分192万円、10款教育費5,858万円を令和4年度に全額繰越しをお願いするものでございます。

よろしく願いいたします。

○副委員長（神武 綾委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

徳永委員。

○委員（徳永洋介委員） すみません。直接予算に関係ないかもしれませんが、この文化財調査というのは初めて行ったんですかね。前に水城小学校を建てるときにも行って、また今度建て替えるときも行うというのがルールなんですか。

○副委員長（神武 綾委員） 文化財課副課長。

○文化財課副課長（中島恒次郎） お答えいたします。

前回は昭和40年代に建て替えておられますので、文化財の担当者が本市におりませんでした。また、県にも何人かおられましたけれども、全く埋蔵文化財の調査はいたしておりませんので、今回初めて行うことになります。

ただ、初めてといいますが、今年度エレベーターの改修で一部調査をしておりますので、その段階で大宰府政庁跡の西側に今回当たりますので、古代の奈良時代から平安時代の役所の跡ではないかと思われるものが出てきておりますので実際に調査をしてみないと分からないというところではありますが、建物の基礎構造も今のところはっきり分かっておりますので、本当に残っているのか残っていないのかというのも今のところ定かではありません。ですから、解体後に速やかに入って調査を進めていきたいのと、4月からできる範囲のところから着手していきたいと思っております。

以上です。

○副委員長（神武 綾委員） ありがとうございます。

いいですか。

徳永委員。

○委員（徳永洋介委員） そしたら、まだ具体的に計画は進んでないけれども、学業院中学校もかなり古くなっているんで、同じようなことが考えられると思っていいですかね。

○副委員長（神武 綾委員） 文化財課副課長。

○文化財課副課長（中島恒次郎） 学業院中学校も徳永委員がおっしゃったように同じような状況でございます。ちょうど学業院中学校の東側に今テニスコート、バレーコートとありますけれども、あそこも発掘調査をいたしまして文化財が発見されて、今史跡指定地になっているところがございますので、残っている可能性は十分あるかと思っております。

以上です。

○副委員長（神武 綾委員） いいですか。

ほかにありませんか。

タコスキッド委員。

○委員（タコスキッド委員） 文化財の調査をされるということで、もし貴重な文化財に値するものが出てきた場合は、その工事自体が例えば延期とかになるのか、追加の予算がかかるということがある感じですかね。

○副委員長（神武 綾委員） 文化財課副課長。

○文化財課副課長（中島恒次郎） 十分に重要なものが出てくる可能性というのは今のところあると思っておりますが、一方で実際に学校の運営とも関わってまいりますので、その辺につきましては所管、県の文化財保護課であったり文化庁と協議をしながら進めていきたいと思っておりますのでございます。

以上です。

○副委員長（神武 綾委員） よろしいですか。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副委員長（神武 綾委員） 次に、10款3項1目、財源更正について説明を求めます。

社会教育課参事。

○社会教育課参事（柴田義則） それでは、予算書20、21ページの10款3項中学校費、1目学校管理費、財源更正についてご説明いたします。

今年度8月に学業院中学校防火設備改修工事を行いました。この事業につきましてより有利な地方債を活用できることが分かりましたことから、この活用を行うために一般財源から市債への財源更正を行うものであります。

これに関する歳入としまして、予算書の12ページと13ページをお開きください。

22款1項5目教育債、2節中学校債に中学校施設整備事業60万円を計上しております。

あわせて、5ページの第4表地方債補正をご覧ください。

上から4段目にあります中学校施設整備事業債の限度額を430万円から490万円の中学校債の歳入計上と同額の60万円の増額をさせていただいているところでございます。

説明は以上でございます。

○副委員長（神武 綾委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副委員長（神武 綾委員） 次に、22、23ページ、10款5項2目、スポーツ施設管理運営費について説明を求めます。

スポーツ課長。

○スポーツ課長（轟 貴之） それでは、細目001スポーツ施設管理運営費についてご説明申し上げます。

令和3年度の史跡水辺公園指定管理料につきましては、太宰府市立太宰府史跡水辺公園条例



改正により、史跡水辺公園書き入れどきの夏場、7月、8月のプール利用者のうち、市外者利用料金を2倍に設定したことから500万円の増額を見込んでおりました。しかしながら、予想以上に長引く新型コロナウイルスの影響により屋外プールを閉園せざるを得なかったこともあり、残念ながら想定額に達していないことから、太宰府市立太宰府史跡水辺公園の指定管理者の指定に関する年度協定書に基づき、未達成額につきまして補正要求をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。

○副委員長（神武 綾委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副委員長（神武 綾委員） 以上で歳出の説明は終わります。

それでは次に、歳入の審査に入ります。

補正予算書8、9ページをお開きください。

15款2項7目、公立学校情報機器整備費補助金について説明を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（鳥飼 太） それでは、8ページ、9ページをお願いいたします。

15款2項7目1節教育総務費補助金に公立学校情報機器整備費補助金といたしまして、302万5,000円を増額補正させていただいております。

これは、令和3年度に補助申請をしておりましたGIGAスクールサポーター配置促進事業が採択されまして、各小・中学校に配置をさせていただいたところですが、このたび国庫補助金が交付されることから、事業費の2分の1の302万5,000円の歳入を計上させていただくものでございます。

説明は以上でございます。

○副委員長（神武 綾委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

徳永委員。

○委員（徳永洋介委員） サポーターの具体的な人数というか、太宰府市内の小・中学校全域に行くのか、何人ぐらい分かれば教えてください。

○副委員長（神武 綾委員） 学校教育課長。

○学校教育課長（鳥飼 太） 今回はGIGAスクールサポーターといいまして、以前といいますか今年度ですけれども、ICTサポーターという方とちょっと別になるんですが、まずICT支援員さんにつきましては、令和3年度は各校1名ということで今配置をさせていただいております。今回のGIGAスクールサポーターさんは、お一人雇用といいますか派遣をさせていただきまして、各学校を回っていただいているというようなことでございます。

以上でございます。

○副委員長（神武 綾委員） よろしいですか。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副委員長（神武 綾委員） 次に、12、13ページ、19款1項1目財政調整資金繰入金について説明を求めます。

経営企画課長。

○経営企画課長（佐藤政吾） 補正予算書12、13ページ、19款1項1目8節財政調整資金繰入金3,508万1,000円につきましてご説明いたします。

これにつきましては、今回の3月補正の財源調整として計上させていただいております。なお、令和3年度末の財政調整資金残高といたしましては、予算ベースで約27億7,331万9,000円となる予定でございます。

説明は以上でございます。

○副委員長（神武 綾委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副委員長（神武 綾委員） 以上で歳入の説明を終わります。

次に、第2表繰越明許費の審査に入ります。

補正予算書4ページをお開きください。

2款1項、いきいき情報センター1階内部他改修事業について説明を求めます。

管財課長。

○管財課長（柴田義則） 第2表繰越明許費の2款1項総務管理費のいきいき情報センター1階内部他改修事業につきまして説明させていただきます。

今回繰越明許をお願いいたしますのは、いきいき情報センター1階内部他改修事業の臨時工事費と工事に伴う工事設計監理委託料の6,800万円でございます。

繰越しの理由といたしましては、いきいき情報センターの安定稼働と施設有効活用のため非常用発電機と電気設備などの改修と、1階旧テナントの一部に大学生など多世代の交流スペースを整備するための実施設計に着手し、設備の仕様や施工計画も含めた検討を進めているところですが、電気設備の工事についてコロナ禍により製品や資材の供給に相当の期間を要する見込みとなり、年度内の改修が困難なことから、次年度にわたる工期が必要なため繰越しをお願いするものでございます。

説明は以上でございます。

○副委員長（神武 綾委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

徳永委員。

○委員（徳永洋介委員） いきいきの1階の大学生とかの交流の、具体的にイメージが湧かないん

で、どの部分が計画されているんですか。

○副委員長（神武 綾委員） 管財課長。

○管財課長（柴田義則） いきいき情報センター1階の旧テナント部分でございますが、今現在サテライトオフィスということでコンサルタント事務所が入っております。ちょうどその共用通路を挟んで向かい側の部分、約50坪かそこらあたりのエリアを想定して今設計のほうを進めておるところでございます。

○副委員長（神武 綾委員） いいですか。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副委員長（神武 綾委員） 次に、2款7項、表の上から4番目になります。情報システム監査事業について説明を求めます。

監査委員事務局長。

○監査委員事務局長（木村昌春） 第2表繰越明許費、表の4段目ですね。2款総務費、7項監査委員費、情報システム監査事業費でございます。198万円の繰越明許費でございます。

本事業につきましては、本市が運用しております情報システムに対する監査を情報システムの監査技術を持つ法人にシステムの運用状況等の技術的調査や資料及び報告書の作成などを委託し実施することとしておりましたが、臨時に監査を実施しなければならない事情が生じたことや、新型コロナウイルス感染症等の影響により監査委員事務局の職員体制が整わず、年度内の監査業務の完了の見込みが立たなくなったことから、監査委員と協議の結果、本事業費を次年度へ繰越しをお願いするものでございます。

説明は以上でございます。

○副委員長（神武 綾委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副委員長（神武 綾委員） 次に、4款3項、上水道事業について説明を求めます。

経営企画課長。

○経営企画課長（佐藤政吾） 補正予算書4ページの第2表繰越明許費の上から6番目でございますが、4款衛生費、3項上水道費、上水道事業2,890万円についてご説明いたします。

こちらは、水道会計に出資します出資金につきまして、水道事業における水道管布設替え工事が配管材料の一部が納入不可となりまして繰り越すこととなったため、それに合わせまして出資金を繰り越すものでございます。

説明は以上でございます。

○副委員長（神武 綾委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副委員長（神武 綾委員） 11款 1 項、文化財施設災害復旧事業について説明を求めます。

文化財課長。

○文化財課長（友添浩一） 第 2 表繰越明許費の最後の行になります。

それでは、説明させていただきます。

内容でございますが、昨年 8 月 11 日から 19 日にかけての一連の大雨により、大宰府跡、観世音寺境内及び子院跡、大野城跡、そして水城跡につきましては 2 か所、合計 5 か所におきまして史跡地の土砂が流出したため、令和 3 年 9 月議会にて補正を計上させていただきました事業費 7,389 万 7,000 円のうち 6,979 万 5,000 円を繰越明許のお願いをするものでございます。

理由といたしまして、国会での補正予算成立が 1 月末となり国の補助採択内示が遅れたことと、それに伴い災害復旧の工法、手法について、国、県及び関係団体、周辺住民との協議、現状変更の手續等が年度内に収まらなかったものでございます。

説明は以上でございます。

○副委員長（神武 綾委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副委員長（神武 綾委員） 以上で繰越明許費の説明を終わります。

第 3 表地方債補正は、歳入の中で説明がありました。

それでは、当委員会所管分の補正全般について質疑漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副委員長（神武 綾委員） 以上で本案に対する説明、質疑は終わります。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副委員長（神武 綾委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第 17 号の当委員会所管分について原案のとおり可決することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○副委員長（神武 綾委員） 全員挙手です。

よって、議案第 17 号「令和 3 年度太宰府市一般会計補正予算（第 9 号）について」の当委員会所管分については原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

〈原案可決 賛成 4 名、反対 0 名 午前 11 時 02 分〉

○副委員長（神武 綾委員） 以上で当委員会に審査付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○副委員長（神武 綾委員）　　ここでお諮りします。

本会議における委員会の審査内容と結果の報告及び閉会中の委員派遣承認要求書の提出につきましては、正副委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副委員長（神武 綾委員）　　異議なしと認め、委員会の審査内容と結果の報告、委員派遣承認要求書の提出につきましては、正副委員長に一任とすることに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○副委員長（神武 綾委員）　　これをもちまして総務文教常任委員会を閉会いたします。

閉会　午前11時03分

~~~~~ ○ ~~~~~

太宰府市議会委員会条例第27条により、上記のとおり総務文教常任委員会の会議次第を書記に記録させ、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

令和4年5月16日

総務文教常任委員会 副委員長 神 武 綾